

3. 福祉有償運送 施行規則・通達・公示より抜粋

運行管理の体制

すべての事業所で運行管理の責任者必要

運行前の安全運転のための確認は対面で実施する

代務者選任可

運行管理の責任者の資格

5両以上は、次に該当する者

1. 旅客運行管理資格者証所持（国家資格 道路運送法施行規則第23条第1項）
2. 運行管理者基礎講習修了
（上記を得るための講習修了者 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12第2項）
3. 運行管理の実務1年以上の経験（上記第1項）
4. 安全運転管理者の資格（道路交通法施行規則第9条の9第1項）

平成20年3月国土交通省自動車交通局旅客課発行の

「福祉有償運送ガイドブック」

11ページ

（2）運行管理

①運行管理の責任者の選任等

運送者は、運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければなりません。

また、5両以上の自動車を運行管理する事務所にあっては、事務所毎に、次の要件を備える運行管理の責任者を、自動車の数に応じて選任する必要があります。

運行管理の責任者の数	選任する人数
国家資格たる運行管理者	39両まで1人、以降40両毎に1人
運行管理者試験の受験資格を有する者 安全運転管理者の要件を備える者	19両まで1人、以降20両毎に1人

※当方で、岡山運輸支局に確認したところ上記の安全運転管理者であれば、福祉有償運送の運行管理者となれるとのことでした。